

**電子カルテシステム導入及び保守業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

令和7年1月

1 趣旨

尼崎市（以下「本市」という。）では、令和元年10月から、子どもの育ち支援センター「いくしあ」（以下「いくしあ」という。）において、主に子どもの精神発達を対象とした診療所を設置し、当該診療所に電子カルテシステムを導入している。

システム導入から5年が経過し、令和7年度末に当該システムの保守期間が終了することから、令和8年度の稼働に向けて新たな電子カルテシステムを導入するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

電子カルテシステム導入及び保守業務委託

(2) 業務委託期間

ア 電子カルテシステム導入業務委託

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

イ 電子カルテシステム保守業務委託

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

ウ 特記事項

本業務については、本市議会において令和7年度予算成立が前提となるため、予算不成立の場合は契約を行わない。これに伴い、プロポーザル参加者に損害が生じた場合でも、本市ではその損害の負担を負うことができないため、予め理解した上で参加すること。

また、本市が令和8年度から令和12年度までの業務遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、令和8年度から令和12年度のシステム保守業務の関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和8年度以降、令和13年3月31日までの間、年度単位で契約を行うものとする。

(3) 業務の内容

別添「電子カルテシステム導入及び保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 提案上限額

提案上限額は消費税及び地方消費税を含む額とし、表1のとおり設定する。

また、提案の内容にかかわらず、下表の業務区分ごとに示す提案上限額を超える提案は受け付けない。

表1 提案上限額

業務区分	提案上限額	備考
電子カルテシステム導入 業務委託	12,733,000円 (令和7年度の額)	開発及び導入費用、設置工事費用、 保守費用
電子カルテシステム導入 業務委託及び電子カルテ システム保守業務委託	14,848,000円 (令和7年度～ 令和12年度の総額)	開発及び導入費用、設置工事費用、 保守費用(導入後に必要なものを含 む)

3 応募者資格

企画提案方式(プロポーザル方式)による選定への参加に応募しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。また、個人による応募は不可とする。

- (1) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者で、本市の指示に柔軟に対応できるもの
- (3) 次に掲げる事項のすべてに該当しない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者
 - イ 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者
 - ウ 国税、本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者
 - エ 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない並びに適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者
 - オ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
 - カ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
 - ク 破産者で復権を得ない者
 - ケ 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号のいずれかに該当する者
 - コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第

5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
サ ニ崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

なお、本市との契約締結後、事業者が(1)及び(2)のいずれかに該当しなくなった場合又は(3)アからサのいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は事業者との契約を取り消すことができるものとする。

4 プロポーザルの実施スケジュール

項目	日程
募集要項の配布・募集開始	令和7年1月15日(水)
質問の受付期限	令和7年1月24日(金)午後5時まで
質問の回答	令和7年1月29日(水)本市ホームページに掲載
応募書類提出期限	令和7年2月5日(水)午後5時まで
プレゼンテーション審査時間連絡	令和7年3月3日(月)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年3月10日(月)
選定結果通知	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年4月以降

5 質問の受付について

(1) 受付方法及び期限

ア 受付方法

質問書(様式1号)にて、本要項10に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル質問 ○○○(会社名)」と入力の上、電子メールにて送信のこと(来庁、電話等による質問は受け付けません)。

また、質問を電子メールで送信した場合、速やかに本要項10に記載の連絡先まで、電話にて電子メールの到達確認を行うこと。なお、質問の趣旨を確認するため、本市担当者から質問者に問い合わせを行うことがあります。

イ 期限

令和7年1月24日(金)午後5時まで(必着)

(2) 質問に対する回答方法

上記期限までに送付されたすべての質問とその回答を、質問者名等はふせて、本市のホームページ(本要項を掲載しているページと同一ページ上)にて公表する。

なお、審査基準等に関する質問には、一切お答えできません。

(3) 回答予定日

令和7年1月29日(水)

6 応募書類等の提出について

(1) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出期限

令和7年2月5日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

本要項10に記載の所在地

(3) 提出物及び部数

ア 企画提案申込書（様式2号）

イ 企画提案書（任意様式。ただし、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。）

仕様書に基づき、8(2)表3に記載の「審査基準」を踏まえた上で、本業務を実施するに当たってのアピールポイント等を明記すること。

(ア) A4版、両面印刷

(イ) 表紙を含め、30ページ以内（両面15枚以内）

ウ 機能要件に係る対応可否（様式3号）

エ 帳票要件に係る対応可否（様式4号）

オ 会社概要（任意様式）

事業者の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可。）

カ 業務の実施体制（様式5号）

本業務に係る担当予定者（氏名、類似業務実績等及び業務の分担内容）について記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしていれば、任意様式でも可）。

キ 業務実績（様式6号）

地方自治体・医療機関等への導入実績（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。なお、様式の記載項目をカバーしていれば、任意様式でも可とする。）。

ク 見積書（様式7号）

ケ 見積明細書（様式8号）

以上の提出物は、紙に印刷された文書10部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚を提出すること。

コ 市税を滞納していないことの証明書 1部

(ア) 応募者が、本市に存在する本・支店及び営業所の場合、本市市税を現在滞納していないことの証明書

(イ) 応募者が、本市に存在していない本・支店及び営業所の場合、当該所在地の市区町村税を現在滞納していないことの証明書

サ 直近1年分の財務諸表（損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表） 1部

シ 法人等の事業報告書、定款又は寄附行為又は登記事項証明書 1部（写しでも可）

(4) 注意事項

- ア 提出期限までに「(3) 提出物及び部数」に掲げた提出物及び必要部数が提出されない場合は、失格とする。
- イ 提出物については、差替え又は撤回を認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りではない。
- ウ 電子データ（CD-ROM）の提出については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、提出物に不正プログラムが混入することがないように、適切に対処すること。
- エ 選定に当たっては、地域経済活性化の観点から、市内事業者（本市内に本社や本店等がある場合）又は準市内事業者（本市内に支店や営業所等がある場合）の場合、本市が定める割合で一定の加点を行うため、該当する場合、必ず企画提案書にその旨を記載すること。
- オ 本事業の再委託等については9(5)のとおりであるが、事業者において再委託等を行う予定がある場合は、必ず企画提案書にその具体的な内容について記載を行うこと。
- カ 業務実績（様式6号）に記載する実績内容は、現在稼働中のシステムに関する実績とし、開発中のシステムを含まないものとする。
- キ 見積書（様式7号）には、件名、見積金額、所在地、社名及び代表者名を記載の上、押印すること。
- ク 見積書（様式7号）の見積金額（令和7年度の合計金額及び総計額）が、2(4)に記載されている提案上限額を上回っている場合は、応募書類等を受け付けない。
- ケ 本要項及び仕様書等に定めのない事項や疑義がある場合は、必ず本市に質問書（様式1号）にて確認を行ってから提出物を作成すること。

7 応募書類等の取り扱い等について

- (1) 提出された応募書類等は、返却しないものとする。
- (2) 選定された事業者の応募書類等は、事業者名をはじめ情報公開の対象となる。また、選定されなかった事業者のものは原則情報非公開とするが、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）その他の法令で規定があるときは、当該法令が優先されるものとする。
- (3) 応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は補償しない。

8 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

企画提案方式（プロポーザル方式）とし、事前に提出のあった応募書類等の確認により、参加資格のある者に対しプレゼンテーション審査を行うものとし、別途設置する「電子カルテ導入及び保守にかかる事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、応募書類等の内容と合わせて総合的に審査し、選定する。

ア 実施予定日

令和7年3月10日（月）

時間等の詳細は、令和7年3月3日（月）午後5時までに、電子メールで通知する。

イ 実施会場

「いくしあ」2階「おりーぶ」

ウ 実施方法

応募書類等に基づきシステムの基本要件、アピールポイント等について15分、本市が別途示すシナリオに沿った操作・機能説明等について、デモ機を操作しながらの説明に15分、合計30分を説明時間とする。（シナリオについては、アに記載の通知で示す。）

その後、質疑応答を15分程度実施し、合計で45分程度をプレゼンテーション審査時間として予定している。なお、準備時間は持ち時間に含めないものとする。

エ 参加人数

各事業者5人以内

オ プレゼンテーション実施時の注意事項

- (ア) プレゼンテーションに必要な機材は参加事業者が用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、マイク、レーザーポインターに関しては、本市でも用意が可能である。（アに記載の通知において、当該機器利用の意向確認を行うものとする。）
- (イ) 企画提案内容に関する説明は、システム導入体制における総括責任者が行うこと。なお、説明者が総括責任者かどうか、確認を行うので留意すること。また、質疑応答については、参加者のうち、適切に回答ができる者が行うこと。
- (ウ) 追加資料の配付は原則認めない。
- (エ) プレゼンテーションでの提示内容及び質疑応答の内容は、提出された資料に記載された内容と同等とみなすので留意すること。

(2) 審査基準及び選定方法

ア 表3に記載の審査基準により採点し、当該点数に6(4)エに記載の市内事業者又は準市内事業者に対する加算を行った後の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。（ただし、企画提案の内容が基準を満たしている場合に限る。）

表3 審査基準について

評価項目	主な評価内容
①業務理解度	現在、本市が直面する課題を理解し、それを改善することを含めた提案となっているか。また、本市の業務内容に関する根本的な理解をしているか。
②実現性	提案に具体性があり、本業務の実施について実現性がある提案となっているか。
③機能要件	仕様書の機能要件を満たしており且つ本市にとって有益性のある提案となっているか。特にデモンストレーションにおいて、画面の見やすさ、使いやすさ、入力迅速性、添付機能等、相談や診察にあたって有益かを総合的に判断する。
④経験	本業務の実施に向けて、これまでの実績が十分なものであるか。

イ アの評価点が同点の場合は、見積金額が低い者を優先する。

ウ 参加事業者が1社の場合でも、選定会議による審査を行う。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、当該事業者を契約候補者として選定する。

(3) 結果の通知

決定次第、文書により通知する。(令和7年3月下旬)

9 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と本業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる事態が生じたときは、本市は契約候補者の選定において順位の高かった者から順に契約に必要な事項について協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結までに本要項3の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(3) 契約締結に当たっては、見積書(様式7号)に記載された合計金額(当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額))をもって契約金額とする。

(4) 契約保証金については、尼崎市契約規則第31条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第32条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) 事業者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。ただし、事業者が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の事項を遵守する必要がある。

ア 事業者が本業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得る必要がある。

イ 事業者は本市に対し本業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号、名称、その他必要な事項を遅滞なく報告する必要がある。

ウ 事業者は、本市が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じる必要がある。

(6) 事業者は、人権文化(全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。)が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めなければならない。

10 連絡先及び提出先

〒661-0974

尼崎市若王寺2丁目18番6号 あまがさき・ひと咲プラザ内 いくしあ2階

こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども相談支援課 (担当: 中井、木下)

電話番号 06-6430-9922

ファクス番号 06-6409-4298

電子メールアドレス ama-hattatsusodan@city.amagasaki.hyogo.jp

以上